資料５

**総務部　令和７年２月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要**

**事件議決案（１件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 | 所管局課 |
| 職員の給料の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関する和解の件 | 　職員の給料の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関して、民事訴訟法（平成８年法律第109号）第89条第１項の規定により和解するため、議決を求めるもの。 | 企画厚生課 |

**条例案（８件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 | 所管局課 |
| 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 | 刑法等の改正により、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められることに伴い、関係する条例の規定について所要の改正を行う。施行日：令和７年６月１日［関係条例］　大阪府行政不服審査会条例ほか３６条例 | 法　務　課 |
| 職員の退職手当に関する条例一部改正の件 | 雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正により、就業手当が廃止されたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。施行日：令和７年４月１日 | 企画厚生課 |
| 職員の給与に関する条例等一部改正の件 | 令和６年１０月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。〔主な改正内容〕　・行政職及び教育職給料表以外の給料月額の引上げ　・通勤手当の支給限度額の引上げ　　〔改正前〕　１月につき５５，０００円　　〔改正後〕　１月につき１５０，０００円　・子に係る扶養手当の額の引上げ　　〔改正前〕　１人につき１０，０００円　　〔改正後〕　１人につき１３，０００円　・配偶者に係る扶養手当の廃止　　　　施行日：令和７年４月１日　〔関係条例〕　　・職員の給与に関する条例　　・一般職の任期付職員の採用等に関する条例　　・技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例　　・職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例 | 企画厚生課 |
| 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 | 所管局課 |
| 職員の旅費に関する条例等一部改正の件 | 国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。　〔主な改正内容〕　・旅行中宿泊費について、定額支給方式を上限付きの実費支給方式に改める。　・旅費の種類に包括宿泊費や宿泊手当を追加するとともに、その額について定める。　・旅行役務提供者を利用した場合、当該者に対して旅費に相当する金額を支払うことができるようにする。　・証人等の実費弁償における日当の規定を削除する。　　　　施行日：令和７年４月１日　〔関係条例〕　　職員の旅費に関する条例ほか８条例 | 企画厚生課 |
| 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 | １　国家公務員について、育児のための時間外勤務の制限に係る子の対象年齢が３歳未満から小学校就学前まで引き上げられたことを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。２　国家公務員について、介護離職を防止するための勤務環境の整備に関する措置等が各省各庁の長等に義務付けられることを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。３　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。　　　　施行日：令和７年４月１日 | 企画厚生課 |
| 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政規律を堅持するため、知事及び副知事の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和７年３月３１日から令和８年３月３１日に延長する。　　　　施行日：令和７年４月１日 | 企画厚生課 |
| 府吏員退隠料等条例一部改正の件 | 恩給法の改正により、みなし執行猶予の言渡しが取り消され刑が執行された場合、恩給等を停止できるようになったことに伴い、条例において同趣旨の改正等を行う。　　　　施行日：令和７年６月１日 | 総務ｻｰﾋﾞｽ課 |
| 大阪府附属機関条例一部改正の件 | 大阪府咲洲庁舎入居事業者選定委員会を新たに設置し、担任する事務を定める。　　　　施行日：公布の日 | 庁舎室 |